

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全図書類の指定……………一
 - …(生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課…一
 - 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可…一
 - …(都市整備局市街地整備部再開発課)…一
 - 市街地再開発事業の施行認可……………一
 - …(同)…一
 - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除…(環境局環境改善部化学物質対策課)…二
 - 介護保険法による指定調査機関の変更……………三
 - …(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…三
- ### 公告
- 窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱……………三
 - …(デジタルサービス局戦略部戦略課)…三
 - 屋外広告物講習会の開催……………四
 - …(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)…四
 - 市街地再開発組合の理事長の就任……………五
 - …(都市整備局市街地整備部再開発課)…五
 - 市街地再開発組合の理事長の住所の変更……………五
 - …(同)…五
 - 開発行為に関する工事完了……………五
 - …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)…五

告示

●東京都告示第千四百四十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第百八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和四年八月十日

東京都知事 小池 百合子

図書類

| 指定番号 | 種類 | 名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者 | 指定理由 |
|------|----|---|-----------------------------------|
| 四三四〇 | 雑誌 | POE BACKS BABY COMIC S いなり催眠ラブハメ 3P 五四〇八六〇三 株式会社ふゅーじょん ぶろだくと | 著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。 |

●東京都告示第千五百十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき東五反田二丁目第3地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和四年八月十日

東京都知事 小池 百合子

一 組合の名称

- 二 事業施行期間
令和四年二月九日から令和十一年三月三十一日まで
 - 三 施行地区
品川区東五反田二丁目地内
 - 四 事務所の所在地及び設立認可の年月日
品川区東五反田二丁目十四番十八号
令和四年二月九日
 - 五 定款及び事業計画の変更の認可の年月日
令和四年八月十日
- ### ●東京都告示第千五百一十一号
- 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第七条の九第一項の規定に基づき内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業の施行を認可したので、同法第七条の十五第一項の規定により、次のように告示する。
- 令和四年八月十日
- 東京都知事 小池 百合子
- 一 施行者の氏名又は名称
中央日本土地建物株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社及びTF内幸町特定目的会社
 - 二 事業施行期間
令和四年八月十日から令和二十一年四月三十日まで
 - 三 施行地区
千代田区内幸町一丁目地内
 - 四 第一種市街地再開発事業の名称
内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業
 - 五 事務所の所在地

千代田区霞が関一丁目四番一号

六 施行認可の年月日

令和四年八月十日

七 施行者の住所

中央日本土地建物株式会社 千代田区霞が関一丁目四番一号

番一号

東京電力パワーグリッド株式会社 千代田区内幸町一丁目一番三号

丁目一番三号

TF内幸町特定目的会社 千代田区丸の内三丁目一番一号東京共同会計事務所内

八 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

九 公告の方法

事務所の掲示版のほか、代表施行者が適当と認める場所に掲示する。

十 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

令和四年九月八日

令和四年九月八日

令和四年九月八日

令和四年九月八日

●東京都告示第千五百五十二号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条

第二項の規定により、令和四年東京都告示第九百十三号に

より指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三

項において準用する同法第六条第二項の規定により、次の

とおり告示する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（北区赤羽台一丁

目地内）

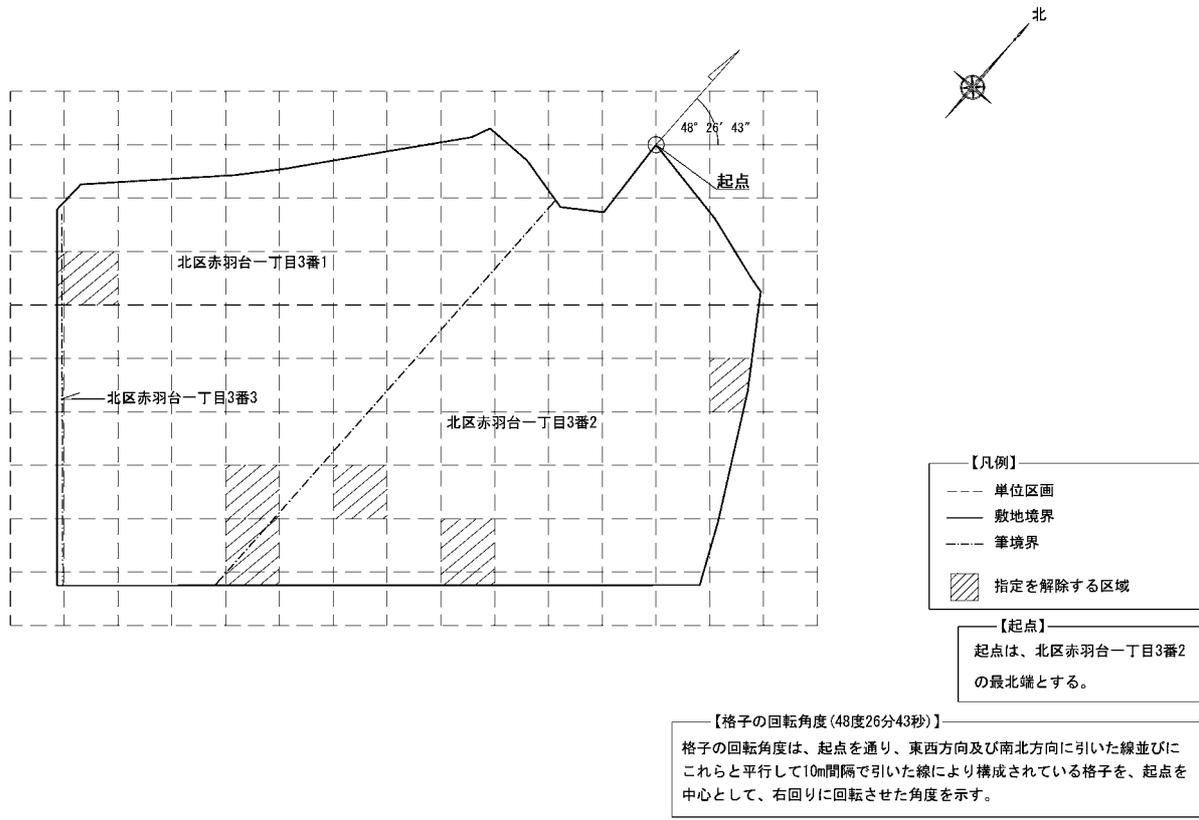
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十

九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百五十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十六第一項の規定により指定した指定調査機関から、介護保険法施行令（平成十年政令第百二十二号）第三十七条の四第二項の規定により変更の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|-------------------------|--------------|----------------------|----------------------------|-----------|
| 特定非営利活動法人地域医療・福祉サービス振興会 | 所在地 | 文京区向丘一丁目十二番六号牧野コーポ二階 | 文京区千駄木四丁目七番十号アドリーム千駄木一二〇四号 | 令和四年五月十九日 |
| 同右 | 調査事務を行う所の所在地 | 同右 | 同右 | 同日 |

公 告

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱の公告について

窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱（平成六年九月三十日付公告）の一部を改正したので、次のとおり公告する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

別表四デジタルサービス局 1の項から4の項までの規定中「~~電器工事~~」を「~~電機工事~~」に改める。

屋外広告物講習会の開催について

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号)第四十七条第一項の規定に基づき、屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

第一 受講対象者
東京都内において、屋外広告業を営んでいる者又は営もうとする者

第二 講習会の期日、科目、時間割及び内容

一 期日、科目及び時間割

| 期 日 | 科 目 | 時 間 | 割 |
|----------------|---------|-----------------|---|
| 令和四年十月二十日(木曜日) | 屋外広告物の法 | 午前十時三十分から午後二時まで | |
| 同日 | 屋外広告物の表 | 午後二時から午後五時まで | |

同日 屋外広告物の表 午後二時から午後五時まで
示の方法
令和四年十月二十一日(金曜日) 屋外広告物の施 午前十時三十分から午後四時三十分まで

二 講習内容及び時間

(一) 屋外広告物の法規 三時間

屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号)、東京都屋外広告物条例及び東京都屋外広告物条例施行規則(昭和三十二年東京都規則第百二十三号)を

中心とする屋外広告物に関する法令について

(二) 屋外広告物の表示の方法 三時間

都市の良好な景観の形成と屋外公告物の意匠、色彩及び形状との調和の在り方について

(三) 屋外広告物の施工 五時間

屋外広告物の材料、構造、設置方法等の安全対策及び施工管理について

第三 受講定員 百人

第四 受講科目の一部免除

次のいずれかに該当する者は、科目(屋外広告物の施工に限る。)の受講を免除する。免除を希望する者は、屋外広告物講習会受講申込書に、これらの資格を証する書面を添付すること。

一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士

二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百三十九号)第二条第四項に規定する電気工事士又はネオン工事に係る同法第四条の二に規定する特殊電気工事資格者認定証の交付を受けている者

三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第四十条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく準則訓練(帆布製品製造科の準則訓練に限る。)を修了した者、職業訓練指導員免許(帆布製品科の免許に限る。)を受けた者又は技能検定(帆布製品製造の技能検定に限る。)に合格した者

第五 講習会の開催場所

新宿区立角筈区民ホール三階(新宿区西新宿四丁目十三番七号)

第六 受講申出

一 受講申出

受講申込みに先立って、受講申出を必ず行うこと。なお、受講申出は、郵送受付のみとし、受講を希望する者が受講定員を超過した場合には、抽選により受講対象者を決定する。

二 受講申出受付期間

令和四年八月十日(水曜日)から同月二十五日(木曜日)まで

三 受講申出方法

次の宛先に往復はがきの往信(裏面に、郵便番号、住所、氏名及び電話番号を記入し、返信(表)面に、郵便番号、住所及び氏名を記入し、郵送すること(締切日の消印のあるものまで有効)。
郵便番号 一六三〇一〇〇一
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十二階

第七 申込手続

一 受講申込

受講対象者とされた者は、屋外広告物講習会受講申込書に必要事項を記入し、受講手数料及び受講票を送付するための返信用封筒(切手を貼付けのこと。)を添え、現金書留で令和四年九月十三日(火曜日)まで

に郵送すること（締切日の消印のあるものまで有効）。

二 郵送先

郵便番号 一六三三八〇〇一

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎
十二階

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外
広告物担当

三 屋外広告物講習会受講申込書の配布

屋外広告物講習会受講申込書は、都市整備局ホームページからダウンロード、又は返信用封筒（切手を貼付けのこと。）を同封し、屋外広告物講習会受講申込書送付希望と明記の上、郵送先へ郵送すること。

四 受講手数料

四千九百円

受付後の受講手数料は、返還しない。

第八 屋外広告物講習会修了証の交付

講習会を修了した者には、屋外広告物講習会修了証を交付する。

第九 講習会の受講を要しない者

次のいずれかに該当する者については、屋外広告業の登録の際に、講習会の修了者と同様に扱う。

- 一 道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市が行う屋外広告物法第十条第二項第三号口の講習会を修了した者
- 二 職業能力開発促進法に基づく準則訓練（広告美術科の準則訓練に限る。）を修了した者、職業訓練指導員

免許（広告美術科の免許に限る。）を受けた者又は技能検定（広告美術仕上げの技能検定に限る。）に合格した者

三 屋外広告物法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物等の表示及び設置に関し必要な知識について実施する試験に合格した者（屋外広告士）

第十 問合せ先

東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課屋外
広告物担当

電話 〇三（五三八八）三三三五
ホームページ https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/koukoku/kou_kousyuhun

市街地再開発組合の理事長の就任について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八条第一項の規定により虎ノ門一丁目東地区市街地再開発組合から次に掲げる者が理事長に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

吉岡 廣一郎

二 住所

港区南青山五丁目十五番十四号

市街地再開発組合の理事長の住所の変更について

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第二十八

条第一項の規定により南小岩六丁目地区市街地再開発組合から理事長の住所を変更した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年八月十日

東京都知事 小 池 百合子

一 氏名

都築 毅

二 住所

江戸川区南小岩六丁目三十一番十一一五〇五号プラウドタワー小岩ファースト

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和四年八月十日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

日野市南平五丁目十番八、同 立川市高松町三丁目二十九番六十及び同番六十一 番十七号

三緯地所株式会社 代表取締役 鈴木 等

国立市青柳二丁目七番十一及 国立市青柳二丁目七番地の一及び同番十一地先 一 澤井 友子

あきる野市草花字森山八百七十七番一、八百七十八番一の一部、同番六、八百七十九番一、同番三の一部、同番四、 神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号 住宅情報館株式会社 代表取締役 黒羽 秀朗

八百八十番及び八百八十四番
五

西多摩郡日の出町大字平井字
塩田二千六百七十六番十四か
ら同番十六まで、二千六百九
十番八及び同番十一

立川市幸町三丁目十二番十
五
株式会社エスツーエム
代表取締役 中山 進

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

